

新計画

南丹市市民参加と協働の実施計画 令和 8 年度～令和 10 年度

（令和 8. 4. 1 現在）

はじめに

地方公共団体に対し、それぞれの判断力やその責任において、地域実情にあった行政の推進の必要性が求められる昨今の社会情勢の中、市民が主体の魅力あるまちづくりを推進するにあたっては、市民それぞれの豊かな経験や知識を市政に生かし、市民と行政が協力しながら課題解決に取り組むことが必要になります。そして、それらの仕組みは現在、市民参加や協働という言葉で表現され、その実現は自分のまちのことは自分で決め、つくっていくという自治本来の姿の実現につながります。

南丹市では、平成 22 年 4 月 1 日に南丹市市民参加と協働の推進に関する条例を制定し、南丹市における市民参加と協働の定義や行政と市民それぞれの役割を定めました。

行政の役割の一つとしては、市民のみなさんが市政に参加しやすい環境をつくるため多様な市民参加の機会の確保と、市政情報を積極的に提供し市民のみなさんの意見や意向を施策等へ反映させることとしています。

本実施計画は、その役割を遂行するため、南丹市市民参加と協働の推進に関する条例第 11 条の規定に基づき作成するもので、市民参加の機会や協働の視点でみた事業の情報を市民の皆さまにお届けするものです。

目次

ページ番号	タイトル
1	第1章 この実施計画の位置付け 1. 実施計画作成の目的 2. 作成の方法 3. 計画の見直し
2	第2章 市民参加
3	(1) パブリックコメント
4	(2) 市民ワークショップ
5	(3) 審議会、委員会等による調査及び審議
8	(4) 意見交換会、公聴会、説明会、出前講座
12	(5) アンケート
13	(6) 共同研究
14	(7) 市民との協定
15	(8) その他の市民参加手続きの実施
16	第3章 協働
17	(1) 事業の委託
19	(2) 協働（共催）
20	(3) 協働（事業協力）
22	(4) 協働（支援・補助）
26	第4章 仕組み
27	(1) 情報の積極的な発信
28	(2) 意見交換の場や交流の仕組み
29	(3) ひと・もの・コトをつなぐ仕組み

第 1 章 この実施計画の位置付け

1. 実施計画作成の目的

本計画は「南丹市市民参加と協働の推進に関する条例」第 11 条の規定に基づき、市民が主体の魅力あるまちづくりを実現するため、まちづくりについて市民と行政と一緒に考え話し合う機会づくりや、市民がまちづくりに参画するための情報提供をまとめ公表するものです。

2. 作成の方法

本実施計画は、令和 8 年度から 10 年度の 3 年間を計画期間とし、「市民参加」と「協働」そしてそれらを推進するための「仕組み」の 3 つの構成により作成することとし、現在、市役所の各所属で実施されている又は今後実施が予定されている施策や事業についての現状と今後の計画等を調査し、それらを取りまとめ作成します。

3. 計画の見直し

本計画の実施状況は、南丹市市民参加と協働の推進に関する条例第 12 条に定める第三者委員会に報告を行うこととし、市民ニーズや市民参画と協働の推進状況において大きな変化があれば、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章 市民参加

行政の施策等において、その企画立案から決定に至るまでの過程で市民が主体的にさまざまな意見を述べ、提案することで、市政に対して積極的・自主的に参加し、それらを反映させる仕組みをいいます。

Citizen participation

市の制度や計画のほとんどは行政が主体的にその制定や樹立を行っていますが、市民のみなさんが主体の魅力あるまちを実現するためには、市民のみなさんの意見が市政に反映できる仕組みづくりが必要です。その仕組みである市民参加の実現は、現代社会の多様なニーズに対応し、それぞれが満足感の高い豊かなまちづくりにも繋がります。まずは、市民と行政がそれぞれに力を入れすぎず、構えず、気軽な相談や意見交換ができる環境づくりが必要です。

1. 市民参加の手続

南丹市市民参加と協働の推進に関する条例により市民参加の手続を次に掲げるとおりとし、積極的に推進します。

- (1) パブリックコメント制度の活用を積極的に進めます。
- (2) ワークショップ委員を公募し、計画策定への参画を積極的に進めます。
- (3) 審議会等への市民公募委員の参画を積極的に推進します。
- (4) 意見交換会、公聴会、説明会、出前講座を開催します。
- (5) ニーズ把握のためのアンケートを実施します。
- (6) 共同研究を積極的に進めます。
- (7) 市民との協定による新たなまちづくり施策等の実施を積極的に進めます。
- (8) その他市民の意見を市政に反映するための取組みを実施します。

(1) パブリックコメント

施策等の企画立案に当たり、趣旨や目的などを公表し、計画を作成している最中に市民の意見を聞き、計画自体に反映させる手続きです。投稿用紙を市役所（本庁および各支所）窓口に設置するとともに、南丹市のホームページなど様々な広報媒体を活用し意見を求めます。

	年度	名称	概要	実施予定時期	意見を提出できる方	ご意見の提出方法	担当課
1	令和8年度	第3次健康増進・食育推進計画（健康まちづくり計画（仮称））	令和9年度から10年間を計画期間とする「第3次健康増進・食育推進計画」にまちづくりの視点を加えた「健康まちづくり計画」を策定するにあたり、市民の意見を徴収する。	令和8年12月頃	・市内に住所を有する方 ・市内に事務所又は事業所を有する個人および法人、その他の団体 ・市内に所在する事務所または事業所に勤務する方 ・市内に所在する学校に在学する方 ・市税の納付義務を有する方	指定様式に記入の上、健康まちづくり課に持参もしくは郵送、FAX、Eメールで提出	健幸まちづくり課
2	令和8年度	（仮称）第5次南丹市行政改革大綱	令和9年度を始期とする大綱を策定します。	未定	市民等	未定	情報課
3	令和9年度	第3次南丹市総合振興計画策定に係るパブリックコメント	社会情勢の変化などによるさまざまな課題に対応し、将来にわたって持続可能なまちづくりを進める次期計画の策定にあたって、市民の意見をお聞きし反映します。	令和9年12月頃	南丹市民	メール	企画財政課
4	令和9年度	南丹市定住促進アクションプラン	本市の定住促進に向けた実効性のある施策などを具体的に示すものです。	令和10年2月頃	市内に住所を有する方、市内に事務所、事業所を有する個人及び法人その他団体、事務所、事業所に勤務する、学校に在学する、市税の納税義務を有する方	郵便、ファクシミリ、電子メール、直接持参	地域振興課

(2) 市民ワークショップ

行政がさまざまな計画を立案する際などに、市民のみなさんと一緒に検討するための「ワークショップ」を開催します。

1

年度	名称	概要	実施予定時期	応募できる方	応募方法	担当課
令和8～10年度	こどもワークショップ	「こどもまんなか社会」の実現のためこども・若者の意見表明と聴取、意見の尊重、社会的活動への参画に取り組めます。	未定	小学生	公募	こども家庭課

(3) 審議会、委員会等による調査及び審議

まちをよくするために行政が樹立するさまざまな計画などに市民のみなさんの意見が直接反映できるよう、事業の内容に応じて審議会などの附属機関を設置し、特に個人情報を含む等の理由で非公開としている場合を除いて、その審議会や委員会を構成する委員の一般公募を推進しています。一般公募している審議会等は次のとおりです。
※審議会委員などへの参画を希望される方は、南丹市ホームページ審議会・委員会のページもしくは広報南丹による募集の告知をご覧ください。直接担当課にお問い合わせください。

	公募する年度	名称	概要	委員数 公募：条例 〔全体：条例〕	公募目標 (前期実績)	任期 公募時期	応募資格	公募以外の委員	担当課
1	令和8年度 ・ 令和10年度	南丹市地域公共交通活性化協議会	地域の実情に応じた輸送サービスの実現に必要な事項の協議、「地域公共交通計画」に関する協議及び公共交通計画の実施に係る連絡調整を行います。	定めていない 〔25人以内〕	若干名（1人）	任期：2年 公募時期 R8年7月頃 ・ R10年7月頃	市内に住所を有する方又は市内に勤務する満18歳以上の方で、市内の公共交通に関心を持ち、会議において積極的に意見を述べていただける方。 ※高校生、南丹市議会議員、南丹市職員を除く	一般旅客自動車運送事業者、近畿運輸局京都運輸支局長、近畿運輸局京都運輸支局長、京都府南丹警察署 等	地域振興課
2	令和8年度	南丹市行政改革推進委員会	市の行政改革の推進に関する重要事項について調査審議等を行います。	若干名 〔15人以内〕	2人 (2人)	任期：1年 公募時期 R8年7月	市内に住所を有する満18歳以上の者（高校生を除く。）及び市と連携協定を締結している大学等の学生とする。ただし、南丹市議会議員及び南丹市職員を除く。	識見を有する方	情報課
3	令和8年度	南丹市健幸まちづくり推進協議会	住民の健康づくりと幸せなまちづくりのため総合的な方策を研究協議し、地域の実情に応じた対策に関し市長に助言し、その推進を図ります。	3人以内 〔20人以内〕	3人（2人）	任期：2年 公募時期 R8年8月頃	年齢満18歳以上の者であって、南丹市内に住所を有するもの 健康で幸せなまちづくりを南丹市で実践しておられる方	学識経験者、関係行政機関職員、健康推進に関係する住民組織等代表者、前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者	健幸まちづくり課

	公募する年度	名称	概要	委員数 公募：条例 〔全体：条例〕	公募目標 (前期実績)	任期 公募時期	応募資格	公募以外の委員	担当課
4	令和8年度 ・ 令和10年度	南丹市景観審議会	南丹市の景観まちづくりに関する審議等を行います。	2人 〔10人以内〕	1人 (0人)	任期2年 公募時期 R8年11月頃 ・ R10年	市内に住所を有し、満20歳以上の方で、審議会において積極的に意見を述べていただける方	有識者、団体代表等	都市計画課
5	令和8年度	第3次南丹市総合振興計画審議会	社会情勢の変化などによるさまざまな課題に対応し、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めるため、次期計画を策定します。	若干名 〔40人以内〕	1人(1人)	任期：2年 公募時期 R8年11月頃	市内に在住、在勤又は在学する満18歳以上の者とする。ただし、本市議会議員及び本市の職員を除く。	各種団体の役員又は職員、学識経験を有する者、その他市長が必要と認める者	企画財政課
6	令和8年度 ・ 令和10年度	南丹市市民参加と協働の推進委員会	市民が主体のまちづくりを目指し、条例に基づく市民参加や協働の推進に関する施策について審議を行います。	2人 〔7人以内〕	2人(2人)	任期：2年 公募時期 R8年12月 ・ R10年	市内在住または在勤で、申込みされた時点で20歳以上の方で、積極的に意見を述べることができる方	市民活動団体関係者、市内事業者、学識経験者、公募による市民等	地域振興課
7	令和8年度	南丹市子ども・子育て会議	南丹市こども計画の進行管理などを行います。	5人以内 〔20人以内〕	5人(4人)	任期：2年 公募時期 R9年2月	1.南丹市内に住所を有する方 2.小学生以下の子どもの保護者又は子育て経験のある方 3.開催される会議に出席できる方 4.本市議会議員及び本市職員でない方	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等	こども家庭課
8	令和8年度 ・ 令和10年度	南丹市男女共同参画社会推進委員会	男女共同参画の推進に関する事項について調査審議等を行います。	若干名 〔15人以内〕	若干名(0人)	任期：2年 公募時期 R9年2月 ・ R10年度	1.南丹市内に住所を有する18歳以上の方 2.本市議会議員及び本市職員でない方	有識者、団体代表等	人権政策課

	公募する年度	名称	概要	委員数 公募：条例 〔全体：条例〕	公募目標 (前期実績)	任期 公募時期	応募資格	公募以外の委員	担当課
9	令和8年度 ・ 令和10年度	南丹市環境パートナー シップ会議	第2次南丹市環境基本計画の具体的 な取り組みについて、企画、実施、 推進を図ります。	若干名 〔15人以内〕	10人（2人）	任期：2年 公募時期 R8年度 ・ R10年度	1.市内に住所を有する18歳 以上の方 2.環境の維持、保全、向上に 熱意のある方 3.第2次南丹市環境基本計画 の推進に積極的に協力いた でける方	識見を有する方	環境課
10	令和9年度	南丹市地域創生会議	南丹市人口ビジョン及び南丹市地域 創生戦略に関し審議し、戦略に基づ き実施した施策・事業を検証しま す。	若干名 〔10人以内〕	1人（1人）	任期：2年 公募時期 R9年4月頃	市内に在住、在勤又は在学す る18歳以上の者（高校生を 除く。）。ただし、本市の議 会議員及び職員を除く。	産業界関係者、 行政機関関係者、 教育機関関係者、 金融機関関係者、 労働団体関係者、 報道機関関係者、 その他市長が必要と 認める者	企画財政課
11	令和9年度	南丹市防災会議	災害対策基本法第16条第6項の規定 に基づき、南丹市地域防災計画を作 成し、その実施を推進する。また、 市の地域に係る防災に関する重要事 項を審議します。	若干名 〔45人以内〕	3人	任期：2年 公募時期 R10年1月	1. 南丹市内に住所を有する 方 2. 満18歳以上の方 3. 平日の昼間に開催する会 議に出席できる方 4. 防災および国民保険につ いて関心がある方 5. 本市議会議員および本市 職員でない方	指定地方行政機関の 職員、京都府の職 員、警察官、南丹市 職員、教育委員会、 消防団関係者、指定 公共機関又は指定地 方公共機関の職員、 自主防災組織を構成 する者又は学識経験 者	危機管理課
12	令和9年度	南丹市国民保護協議会	南丹市の区域に係る国民の保護のた めの措置に関し、広く住民の意見を 求め、市の国民の保護のための措置 に関する施策を総合的に推進しま す。	若干名 〔45人以内〕	4人	任期：2年 公募時期 R10年1月	1. 南丹市内に住所を有する 方 2. 満18歳以上の方 3. 平日の昼間に開催する会 議に出席できる方 4. 防災および国民保険につ いて関心がある方 5. 本市議会議員および本市 職員でない方	指定地方行政機関の 職員、京都府の職 員、警察官、南丹市 職員、教育委員会、 消防団関係者、指定 公共機関又は指定地 方公共機関の職員、 自主防災組織を構成 する者又は学識経験 者	危機管理課
13	令和10年度	南丹市社会教育委員会 議	社会教育に関する計画の立案や調査 研究を行うなどによって、社会教育 に関して教育委員会に助言をする役 割を果たしています。	2人 〔12人〕	2人（1人）	任期：2年 公募時期 R10年度	1.南丹市内に住所を有する者 で満20歳以上の者 2.生涯学習やスポーツ、文化 活動などの実践経験者又は社 会教育に関心、見識のある者 3.南丹市社会教育委員会に出 席できる者	学校教育及び社会教 育の関係者、家庭教 育の向上に資する活 動を行う者並びに学 識経験のある者	社会教育課

(4) 意見交換会、公聴会、説明会、出前講座

市長はじめ理事者や市職員が地域に出向き、まちづくりの方針や施策の方針を市民に伝えるとともに、市民の声を直接聞きます。

1

年度	名称	概要	実施予定時期	意見交換等の手法 申込み方法	担当課
令和8～10年度	出前講座	市民に、市政に関心を持っていただき、地域づくりに役立てていただくため、希望される地域に市職員が講師として出向き事業や施設等について説明します。	通年 (各講座の開講日程は申込者との調整により決定します。)	市内在住・在勤・在学のおおむね10人以上の団体の集まりを基本とします。希望日の3週間前までに申込書を提出いただきます。詳細は秘書広報課(0771-68-0065)にお問い合わせください。	秘書広報課

出前講座

分野	No.	講座名	主な内容	担当課
総務	1	地域防災対策	南丹市地域防災計画と災害に対する日ごろの構え、災害時の行動、水害等避難行動タイムラインの作成などについて説明	危機管理課
	2	南丹市交通安全運動	南丹市と関係機関による交通安全の取組について説明	総務課
	3	公共施設の再編について	公共施設等総合管理計画、公共施設再配置計画について説明	
	4	市税のあらまし	市税の概要と仕組みについて説明	税務課
地域振興	5	南丹市総合振興計画等	南丹市総合振興計画等の内容について説明	企画財政課
	6	南丹市の定住促進	南丹市が行う定住促進について説明	地域振興課
	7	認可地縁団体制度のあらまし	認可地縁団体の設立から運営方法について説明	
	8	南丹市の公共交通の現状	JR複線化やバス交通について説明	
	9	市民協働のまちづくり	市民と行政の協働によるまちづくりについて説明	
	10	南丹市情報化推進計画等	南丹市情報化推進計画の内容や、地域の方が地域内のデジタル弱者を支援する仕組みづくりについて説明	情報課
市民	11	南丹市環境基本計画	南丹市環境基本計画の内容について説明	環境課
	12	ごみの分別・排出方法とごみ処理の現状	ごみの分別・排出方法と目的及びその効果、また市のごみ処理方法・処理量などについて説明	
	13	医療制度のあらまし	国民健康保険や後期高齢者医療制度の内容について説明	市民課

市民	14	人権感覚の豊かな社会を構築するために	南丹市人権教育・啓発推進計画に基づき、市が実施する人権啓発の取り組みや基本的な考え方などについて説明	人権政策課
	15	男女共同参画社会の実現に向けて	南丹市男女共同参画推進条例、南丹市男女共同参画行動計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けての市の取り組みなどについて説明	
福祉保健	16	南丹市の健康推進事業	生活習慣病予防（メタボリックシンドロームなどの生活習慣病とその予防）について説明	健幸まちづくり課
	17	南丹市の母子保健事業	子どもの発育・発達や育児、離乳食、予防接種について説明	こども家庭課
	18	南丹市の子育て支援	子育て支援施策及び事業内容について、南丹市こども計画について、要保護児童対策の現状と児童虐待防止の啓発について、里親の普及啓発について	
	19	南丹市の障がい者福祉	南丹市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画や障がい者福祉施策及び事業内容について説明	社会福祉課
	20	成年後見制度について	成年後見制度についての説明	福祉相談課
	21	南丹市の高齢者福祉	南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画や高齢者福祉施策及び事業内容について説明	高齢福祉課
農林商工	22	農業振興支援	農業振興に対する支援施策について説明	農業推進課
	23	林業施設の整備、林業振興対策	林業施設の整備及び林業振興に対する支援施策についての説明	農山村振興課
	24	南丹市の観光	南丹市における観光振興について説明	商工観光課
	25	南丹市の商工振興	南丹市の商工振興について説明	
	26	消費生活相談	消費生活関連の説明	
土木建築	27	南丹市の都市計画	南丹市における都市計画の現状と今後について説明	都市計画課
	28	南丹市の景観まちづくり	南丹市の優れた景観を守るための南丹市景観計画の説明とそれに係る届け出制度について説明	
	29	南丹市の公営住宅	南丹市における公営住宅の現状について説明	

土木建築	30	道路と河川の維持管理	南丹市における道路と河川の維持管理の現状について説明	建設整備課
	31	道路と河川事業	道路および河川事業について説明	
水道	32	南丹市の上水道	南丹市における上水道の現状と今後について説明	上下水道課
	33	南丹市の下水道	南丹市における下水道の現状と今後について説明	
教育	34	南丹市の小・中学教育	学校教育に対する支援事業について説明	学校教育課
	35	南丹市の歴史と文化	南丹市の歴史について説明	社会教育課

(5) アンケート

南丹市内の現状や市民のニーズを把握し、今後の計画策定等に活用します。

	年度	事業名	実施目的 (活用方法)	アンケートの 調査方法・実施方法	実施予定時期	アンケートの 対象者 (人数)	結果の 公開可否	担当課
1	令和8～10年度	市民意識調査	南丹市総合振興計画の進捗管理のため、市民が日頃感じていることや市民ニーズ等を把握し、その結果を今後の計画策定の基礎資料として活用する。	無作為抽出、調査票を郵送、回答はオンラインを併用	毎年8月頃	2,500人	可	企画財政課
2	令和10年度	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	南丹市高齢者福祉計画・第11期介護保険事業計画の策定にあたり、市内高齢者などの生活実態や健康状態等を把握し、令和12年度から14年度までを計画期間とする計画策定の基礎資料として活用する。	要介護認定（要介護1～5）を受けていない65歳以上の高齢者及び要支援1・2の認定を受けている65歳以上の高齢者及び事業対象者より無作為抽出、郵送	3年に1回 R10年12月(予定)	3,000人	可	高齢福祉課
3	令和10年度	在宅介護実態調査		在宅の要介護認定者（要介護1～5）より無作為抽出、郵送	3年に1回 R10年12月(予定)	800人	可	高齢福祉課

(6) 共同研究

大学等の学生の受け入れや、大学や企業との連携を積極的に推進し、学生の政策形成能力を養成するとともに、地域における協働を推進し専門的分野から地域課題の解決を促します。

	年度	名称	概要	実施予定時期	調査結果を反映させる事業	担当課
1	令和8～10年度	南丹市内の高等教育機関ならびに連携協力包括協定締結大学との共同研究	明治国際医療大学、京都府立大学、佛教大学との連携を進めます。	随時	各課の事業に反映	地域振興課
2	令和8～10年度	インターンシップ実習生の受入	市役所における総合的就業体験を通じて学生の政策形成能力を養います。	随時	学生の希望等に応じて決定	人事課

(7) 市民との協定

市民と行政の協定により、新たなまちづくりの仕組みづくりや施策等の実施を積極的に進めます。

1

年度	名称	概要	提案募集の 実施予定時期	対象者（地域）	担当課
令和8～10年度	景観協定	地域で特徴的な景観についての協定を 地域住民等で結び、市が認定します。	随時	景観計画区域（美山管内）	都市計画課

(8) その他の市民参加手続きの実施

その他市民の意見を市政に反映するための取組みを実施します。（例：陳情、ご意見箱など）

	年度	名称	概要	実施予定時期	要望等の対応方法	担当課
1	令和8～10年度	子育て支援関係団体意見交流会	南丹市内に拠点を置いて活動されている子育て支援に関する団体や子育て支援拠点事業に関わりのある団体等が集い、各団体の活動に理解を深めると共に、市内の子育ての環境や課題について共有します。	毎年2月頃	課題を検証し、対応します。	こども家庭課
2	令和8～10年度	南丹市政へのご意見箱	ホームページ及び本庁と各支所の窓口「南丹市政へのご意見箱」を開設・設置し、意見や提言等を募集します。	通年	寄せられたご意見・ご提言の中から、より多くの市民の皆さんと情報共有すべきと思われるものについては、ホームページ上の「南丹市政へのご意見箱」に随時掲載します。ただし、内容によっては回答及び公開を控えさせていただきます場合があります。	秘書広報課
3	令和8～10年度	子育て広場での意見箱設置	子育て広場の利用しやすい運営を目指し意見箱を設置します。	年間	課題を検証し、対応します。	こども家庭課

第3章 協働

市民と行政がそれぞれの役割を自覚し、対等かつ自由な立場で互いを尊重し、役割分担及び補完しあいながら公共的課題の解決に当たることです。

Partnership

市民のみなさんの価値観やライフスタイルの多様化に伴い、市民のまちづくりに対するニーズもますます高度化・多様化しており、行政が現在のシステムでこれら全てに応えていくことは困難な状況となっています。だれもが安全安心で快適に暮らせる魅力あるまちを実現するためには、行政主導型のまちづくりではなく、市民や企業、行政がともに自分たちの役割を理解し合い、それぞれの弱みを、それぞれの強みで補いながら、さまざまなニーズに対応する必要があり、それを実現する仕組みが「市民協働」です。

普段の生活で意識せずに行っていることも多く、今後もそれぞれができることを取り組むことで、まちが元気になる仕組みづくりを進めます。

1. 協働の形態

公共の課題の解決のため、委託、支援等の協働における多様な形態のうち、適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めるものとします。

- (1) 事業の委託
- (2) 協働（共催）
- (3) 協働（事業協力）
- (4) 協働（支援・補助）

(1) 事業の委託

市が実施責任を負う事業を民間の団体などに実施いただくものです。その事業が効果的に実施できるよう内容によって地域や市民団体等へ委託します。

(現在実施している、若しくは今後実施予定の委託事業)

	年度	事業名	事業の概要	事業を委託する団体の条件など	実施予定時期 (委託予定期間)	担当課
1	令和8～10年度	京都府管理河川環境整備作業委託	南丹市内の府管理河川（一級河川及び二級河川）の環境維持の作業を行います。	自治会を母体とする団体等	5月	建設整備課
2	令和8～10年度	学生交流プロジェクト	地域・大学・学生が直接つながる機会を提供し、地域での大学や学生との連携を促進します。	学生と地域の交流を促し、企画の立案まで導くプログラムの調整ができる団体	4月～2月	地域振興課
3	令和8～10年度	ものづくりのまち推進業務	さまざまな分野で活躍する個々の工芸家が相互交流し、連携することにより魅力を引出し、情報発信をすることのできる体制をつくります。	伝統工芸や工業製品の振興を支援し新たな特産品をつくることのできる団体	通年	地域振興課
4	令和8～10年度	南丹市国際交流推進事業	市民レベルでの国際交流を活性化させ、外国人住民が安心して暮らせる多文化共生社会の実現を推進します。	外国文化との交流を推進するノウハウを持つ団体	通年	地域振興課
5	令和8～10年度	まちづくりデザインセンター業務委託	まちづくり活動を推進するため、その拠点として「南丹市まちづくりデザインセンター」を設置し、市民活動を推進します。	まちづくりデザインセンターの業務を担えるNPO法人	通年	地域振興課

	年度	事業名	事業の概要	事業を委託する 団体の条件など	実施予定時期 (委託予定期間)	担当課
6	令和8～10年度	子育てつどいの広場開設運營業務	親子の交流や相談に応じる地域子育て支援拠点事業を民間委託により実施します。	子育て支援に関わるNPO法人	通年	こども家庭課
7	令和8～10年度	利用者支援事業	子育て家庭のニーズに合わせ、幼稚園・保育所・認定こども園の施設や地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用できるよう、情報提供、相談・援助を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。	子育てすこやかセンター内 子育て支援に関わるNPO法人	通年	こども家庭課
8	令和8～10年度	産前・産後サポート事業	妊娠届出時に申し込みを受け付け、マタニティ訪問を行い、妊産婦やその家族が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩みについて、保健師や看護師等の専門家、子育て経験者等による相談支援を行います。	子育て支援に関わるNPO法人	通年	こども家庭課
9	令和8～10年度	伴走型相談支援事業	妊産婦及び子育て世帯が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩みについて、身近な場所で気軽に相談支援を実施することで、必要な情報提供を行い、孤立感の解消と育児不安の軽減を図るとともに、関係機関との連携を行います。	子育て支援に関わるNPO法人	通年	こども家庭課

(2) 協働（共催）

市民と市が共に主催者（事業主体）となって事業を実施するもので、南丹市が参画する実行委員会等の組織で事業を実施するものです。

（現時点での共催事業及び今後実施予定の共催事業）

	年度	事業名	事業の概要	共催する相手	実施予定時期	担当課
1	令和8～10年度	男女共同参画事業 『キラリなたん』	男女共同参画の視点で市民対象の啓発事業を実施します。	京丹波町	男女共同参画週間（6月）	人権政策課
2	令和8～10年度	人権講演会・人権 フォーラム	人権に関する市民啓発事業を実施 します。	南丹市人権教育・ 啓発推進協議会	人権強調月間（8月） 人権週間（12月）	人権政策課

(3) 協働（事業協力）

市民と市が相互の役割を定め、協力して事業を実施するものです。
 （現時点での事業協力及び今後実施予定の事業協力）

	年度	事業名	事業の概要	役割分担など	実施予定時期	担当課
1	令和8年度 令和9年度	なんたん健幸ポイント	健幸ポイント事業は、専用の活動量計（またはスマホの専用アプリ）を持ち歩き、定期的に健幸ステーションで体重や脂肪や筋肉の量を測ることで、自分のからだの事や活動の状況を「見える化」します。	市民（参加者） 事業を通じて主体的に健康づくりに取り組む 企業・事業者 賞品等の提供により参加者の健康づくりを支援 行政 事務局として市民の健康を推進	4月に参加者を募集する。年度末まで事業を実施。	健幸まちづくり課
2	令和8～10年度	交通安全活動	南丹船井交通安全協会南丹支部とともに、啓発活動を実施します。	市民 運営委員は各活動を自ら実施 行政 事務局として庶務を行うほか、各活動に参加	通年	総務課
3	令和8～10年度	南丹市子育てすこやかセンター事業	主に保育所や幼稚園に在籍するまでの親子の居場所と相談の場を提供します。お話会などの行事についてボランティア団体の協力を得て開催します。	市民 ボランティア団体が内容を企画し実施 行政 子育てすこやかセンターが行事枠を確保	通年	こども家庭課

	年度	事業名	事業の概要	役割分担など	実施予定時期	担当課
4	令和8～10年度	障害者相談員設置事業	地域の実情に精通した市民を相談員として、障がいのある方や家族の目線に立った相談支援を行い、行政や専門機関とのパイプ役として活動していただきます。	市民 身近な地域で障がいのある方からの相談対応、旧町単位で月1回のなんでも相談日の開催など 行政 相談員が受けた相談のうち専門的支援が必要な場合の対応、活動内容の周知、相談員への研修、謝礼・保険料の支出など	旧町単位で月1回のなんでも相談日を開催する	社会福祉課
5	令和8～10年度	ふるさと道路・河川愛護活動	京都府が管理する生活に密着した道路や河川を市民のみなさまと一緒に、大切に維持保全することで、その安全性や郷土愛を高め、美しい魅力あふれるまちの実現と公共施設としてのマナー向上に取り組みます。	市民 ごみ拾い、除草、花の植栽、樹木の選定、不備や危険個所の情報提供 行政 不備や危険を解消するための維持修繕	通年	建設整備課

(4) 協働（支援・補助）

市民が自発的・自主的に行う公共的な事業に対し、市が財政的支援や物的支援などを行うものです。

財政的支援 このほかにもさまざまな団体による支援情報などがありますので、担当課にお気軽にお問い合わせください。

	年度	事業名	事業の概要	支援・補助の内容	申請方法など	実施予定時期	連絡先	担当課
1	令和8～10年度	南丹市まちづくり活動交付金	市民団体等が提案する公共性及び公益性の高い新たなまちづくり活動に要する経費を補助します。	1年目 上限20万円・3/4 2年目 上限15万円・2/3 3年目 上限10万円・1/2	申請書をご提出ください。	毎年度4月～6月	0771-68-0019	地域振興課
2	令和8～10年度	南丹市学校提案型まちづくり活動交付金	京都府下の大学・大学院・短期大学・専修学校が提案する公共性及び公益性の高い新たなまちづくり活動に要する経費を補助します。	上限20万円 補助率 10/10	申請書をご提出ください。	毎年度4月～6月	0771-68-0019	地域振興課
3	令和8～10年度	南丹市学生提案型まちづくり活動交付金	学生団体が、地域団体と連携・協働して南丹市内で実施する地域貢献活動に要する経費を補助します。 ※学生団体：高等学校、大学、大学院、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校、専修学校に所属する学生により構成された団体	上限10万円 補助率 10/10	申請書をご提出ください。	毎年度4月～6月	0771-68-0019	地域振興課
4	令和8～10年度	空き家掘り起こし事業	区などが空き家の所有者などに空き家バンクへの登録を働きかけることにより、その所有者などが登録に同意され、空き家バンクに新規登録された場合に報奨金を支給します。また、その空き家が新規活用された場合、上乗せして報償金を支給します。	空き家バンク登録 1物件につき3万円支給 空き家新規活用 1物件につき2万円を上乗せして支給	まずはお問い合わせください。	毎年度実施	0771-68-0019	地域振興課

	年度	事業名	事業の概要	支援・補助の内容	申請方法など	実施予定時期	連絡先	担当課
5	令和8～10年度	空き家掃除お助け事業	空き家バンクに登録された空き家や新規活用が見込まれる空き家について、区などがその所有者などの同意を得た上で、地域ぐるみで家財道具の撤去作業などを行う場合、区などに対して、廃棄物処分費のうちバケット代を補助します。	1物件につき20万円を上限に補助	まずはお問い合わせください。	随時募集	0771-68-0019	地域振興課
6	令和8～10年度	南丹市管理道路・河川等清掃補助金	市民により組織された清掃ボランティア団体が行う、市管理の道路・河川及び公園の清掃活動に必要な保険料掛金や草刈機の燃料代等の全部又は一部を支援します。	1実施団体2万5千円を上限に、清掃活動参加者1名当たり年額500円を基本とします。	当該補助金交付要綱によりま す。	随時募集	0771-68-0051	建設整備課
7	令和8～10年度	南丹市資源ごみ集団回収事業	家庭生活のなかから排出される資源ごみ（古布、新聞紙、雑誌、チラシ、ダンボール）の集団回収を自主的に実施する地域住民により構成された団体に対し、回収量に応じた報奨金を交付します。	（5円〔kg当たり単価〕－業者買上単価〔kg当たり〕）×回収量(kg)＝報奨金	5/31までに団体登録申請いただいた団体が対象となります。実施月ごとに、計量証明書、納品書など、業者の【買上単価】および【回収量】のわかる書類を添付し、交付申請ください。	毎年度実施	0771-68-0085	環境課
8	令和8～10年度	自主防災組織育成事業	地域の自主的な防災活動に対して補助します。	各団体の防災事業に対して補助を行います。	まずはお問い合わせください。	年度中募集 （年度内完了要）	0771-68-0021	危機管理課

モノ支援 このほかにも多くの備品が貸し出せる場合がありますので、担当課にお気軽にお問い合わせください。

	年度	事業名	事業の概要	支援・補助の内容	申請方法など	実施予定時期	連絡先	担当課
1	令和8～10年度	まちづくり活動に必要な機材、備品、書籍の貸出、名刺作成	南丹市まちづくりデザインセンターに登録（登録料年間1,000円）した団体に無料または有料で貸し出します。	コピー機、輪転機、ラミネーター、FAX、プロジェクター、ビデオカメラ、デジタルカメラ、ボイスレコーダー、三脚、フロアマット、鬼の衣装、ガチャガチャ機、書籍等の貸出、展示ブース、会議スペースの貸出、名刺作成	南丹市まちづくりデザインセンターにお申し込みください。	臨時受付	0771-68-3555	まちづくりデザインセンター
2	令和8～10年度	積み木の貸出	ものづくりを通じて親子交流を図る体験講座で制作した積み木と市内NPOに作成を依頼した積み木を親子交流が図れるイベント等に貸し出します。	積み木及びマット等の貸出	随時申し込みを受付けし、貸出簿に記載。申請用紙が有ります。	随時受付	0771-68-0028	こども家庭課

ヒト・ノウハウ支援 このほかにも多くの情報等を提供できる場合がありますので、担当課にお気軽にお問い合わせください。

	年度	事業名	事業の概要	支援・補助の内容	申請方法など	実施予定時期	連絡先	担当課
1	令和8～10年度	食育推進事業	食の情報提供などを通して、広く市民に食育推進を図ります。	専門職（栄養士）の協力、レシピ等の教材を提供、貸し出します。	随時連絡	随時受付	0771-68-0016	健康まちづくり課
2	令和8～10年度	集落の教科書づくりの推進	集落がI・Uターン者などを迎えるに当たって、地域独自の情報発信を行うツールとして、地域のルールや集落の基本的事項をまとめた冊子の作成を推奨します。	教科書づくりを支援し、空き家バンクとの連動や情報発信などを行います。	随時連絡	随時受付	0771-68-0019	地域振興課

第4章 仕組み

Structure

～協働をすすめる仕組みづくり～

協働を推進するうえでは、お互いが情報を共有し、理解し合い、どのようなまちにしたいかを一緒に話し合う場が必要です。
行政が積極的に情報を発信し、市民との意見交換や交流の場を積極的にもち、ひと・もの・コトをつなぐ仕組みづくりを積極的に進めます。

1. 協働をすすめる仕組み

- (1) 情報を積極的に発信します。
- (2) 意見交換の場や交流の仕組みをつくれます。
- (3) まちづくりデザインセンターを中心とした、ひと・もの・コトをつなぐ仕組みをつくれます。

(1) 情報の積極的な発信

行政には情報が集まりやすいという特性があり、個人情報等を除き、これらを積極的に市民に提供することは協働の推進にとって大変有意義です。さまざまな冊子やニュースなどをできる限り可視化し、市民に積極的な情報提供を図る仕組みをつくりまします。

	年度	事業名	事業の概要	実施予定時期	連絡先	担当課
1	令和8～10年度	情報誌等閲覧促進事業	行政に送付される様々な情報誌などで、市民に有益な情報をまちづくりデザインセンターなどに集約し提供します。	随時	0771-68-0019	地域振興課
2	令和8～10年度	nancla（なんくら）ホームページ	定住促進情報を集約し発信しています。	通年	0771-68-0019	地域振興課
3	令和8～10年度	定住促進ガイドブック「なんくら」	定住促進を図るツールのひとつとして、南丹市や関係機関が実施する各種施策などの情報を掲載するガイドブックを作成します。	毎年度更新	0771-68-0019	地域振興課
4	令和8～10年度	障がい者福祉のあんない版	障がいのある方に関する制度をわかりやすく周知するための冊子を、窓口案内や相談業務に活用したり市のホームページに掲載しています。	毎年度更新	0771-68-0007	社会福祉課
5	令和8～10年度	当事者団体加入のすすめ	同じ悩みを持つ人同志がわかちあい学びあい支えあうことで、日々の暮らしを充実させるため、当事者団体への加入をすすめる冊子を、窓口案内や相談業務に活用したり市のホームページに掲載しています。	毎年度更新	0771-68-0007	社会福祉課

（２）意見交換の場や交流の仕組み

協働を推進するうえではお互いを信頼しあい、対等な立場でアイデアなどが出し合える環境が必要です。まちづくりについて気軽に交流できる場づくりを行います。

年度	事業名	事業の概要	実施予定時期	連絡先	担当課
随時実施					

(3) ひと・もの・コトをつなぐ仕組み

市民活動においては、行政からの情報だけでなく、団体同士、団体に必要なものやコトなどをつなぐための中間支援的役割が必要です。南丹市まちづくりデザインセンターが中心となり、それらのコーディネートや資金面でのアドバイスを行います。

	年度	事業名	事業の概要	実施予定時期	連絡先	担当
1	令和8～10年度	相談・紹介事業	まちづくりデザインセンターのコーディネートにより、様々な団体やひと・もの・コトをつなぎ、より効果的で多面的な事業を推進します。	随時 ※開館時間 水・木・金 10時～18時 第1・3土 10時～12時	(市) 0771-68-0019 (センター) 0771-68-3555	地域振興課 まちづくりデザインセンター
2	令和8～10年度	情報収集及び発信事業	まちづくりデザインセンターにより、さまざまな市民活動の情報及び市民活動に役立つ情報を収集し、ホームページやSNS、メール便、配架、掲示、ポスティングなどで市民に共有します。	随時	(市) 0771-68-0019 (センター) 0771-68-3555	地域振興課 まちづくりデザインセンター